

2025 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書

公立はこだて未来大学

2026 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 公立はこだて未来大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

公立はこだて未来大学（設置者：公立大学法人公立はこだて未来大学）
北海道函館市亀田中野町 116 番地 2

2 学部等の構成 ※2025 年 5 月 1 日現在

【学部】

システム情報科学部 情報アーキテクチャ学科、複雑系知能学科

【研究科】

システム情報科学研究科(博士(前期)課程) システム情報科学専攻
システム情報科学研究科(博士(後期)課程) システム情報科学専攻

3 学生数及び教職員数 ※2025 年 5 月 1 日現在

【学生数】 学部 1,063 名、研究科 176 名

【教職員数】 教員 66 名、職員 34 名

4 大学の理念・目的等

公立はこだて未来大学は、2000 年度に北海道南部の「函館圏公立大学広域連合(函館市、上磯町、大野町、七飯町、戸井町の 1 市 4 町、市町村合併により現在は函館市、北斗市、七飯町の 2 市 1 町を構成団体とする)」により、システム情報科学部に情報アーキテクチャ学科と複雑系科学科を置く、1 学部 2 学科の大学として開学した。2003 年度には大学院システム情報科学研究科を開設し、2010 年度にはシステム情報科学部のもとに置く学科を情報アーキテクチャ学科及び複雑系知能学科に再編した。2008 年度には公立大学法人公立はこだて未来大学による設置に移行している。

公立はこだて未来大学は、「人間」と「科学」が調和した社会の形成を願い、深い知性と豊かな人間性を備えた創造性の高い人材を育成するとともに、知的・文化的・国際的な交流拠点として地域社会と連携し、学術・文化・産業の振興に貢献することを建学の理念としている。

建学の理念のもと、高度に発達した情報社会において先導的な役割を担う人材を輩出するため、学部においてはシステム情報科学に関する高い専門能力を基盤とし、問題探求能力と構想力、情報表現能力とチームワーク力を身に着けた人材を、大学院前期課程においては現実社会を見据え新たな社会システムを構築できる人材を、大学院後期課程においてはシステム情報科学における新原理や新たな問題解決手法の探求を行える人材を育成している。

大学の目的は、学則第 1 条に「「人間」と「科学」が調和した社会の形成を願い、深い知性と豊かな人間性を備えた創造性の高い人材を育成するとともに、知的・文化的・国際的な交流拠点として地域社会と連携し、学術・文化や産業の振興に貢献すること」と定めている。

大学院の目的は、大学院学則第 2 条に「専攻分野に関する学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめて、高度の専門的知識・能力を有する人材および高い研究能力を有する人材を育成するとともに、学術・文化や産業の振興拠点として、社会や地域に貢献すること」と定めている。

Ⅱ 評価結果

1 認証評価結果

公立はこだて未来大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

公立はこだて未来大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準 1、基準 2、基準 3 のそれぞれを満たし、大学としてふさわしい教育研究活動を行っている。

以下に、公立はこだて未来大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を示す。

【優れた点】

- 学部 3 年次の必修科目「システム情報科学実習」(通称:プロジェクト学習)は、ディプロマ・ポリシーに定める能力を実践的に身に付ける効果的なプログラムとして、現実社会との接点を意識して設定されたテーマに対し、課題の設定と解決、成果発表、評価の一連のプロセスを学生主体で体験学習し、その成果発表を外部に公開して行う科目で、学生・卒業生からの評価は高く、大学の特色ある科目となっている。
- 学内競争的研究費制度(特別研究費)に重点領域を設け、その重点領域の研究課題が大型外部資金の獲得や、研究成果の社会実装、大学としてのフラッグシップ研究の確立につながる等、地域課題・社会課題の解決を目指した研究の推進、研究成果の社会実装を大学として積極的に推進している。
- 知的・文化的・国際的な交流拠点として地域社会と連携し、学術・文化や産業の振興に寄与すると基本理念のもと、社会連携センターが中心となり、国際科学祭、地域交流フォーラム、特別講演会等の地域交流事業や市内高等教育機関の交流活動を実施し、地域の知的・文化的な交流拠点として積極的な役割を果たしている。

【改善を要する点】

- 大学院のディプロマ・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学生が身に付けるべき資質・能力の目標、どのような学修成果を上げれば修了を認定し、学位を授与するのかという方針を明示することが求められる。
- 大学院のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方を明示することが求められる。
- 大学院の研究指導については、大学院設置基準第 14 条の 2 を踏まえ、指導計画を様式に基づきあらかじめ明示し、組織的に共有・管理することが求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、評価委員会と常勤役員会議の位置づけを整理・明確化する等、学長を責任者とする全学的な内部質保証の充実が望まれる。
- 大学院の教育課程については、学修者本位の観点から、ディプロマ・ポリシーに基づく体系性、履修のスケジュール等を、学生にわかりやすく明示することが望まれる。
- 学部及び大学院のシラバスについては、学修者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。
- 学部及び大学院の成績評価の異議申し立て制度については、学修者本位の観点から、申し立てのプロセスを整理し、学生に明示することが望まれる。
- 学部及び大学院の 3 つのポリシーについては、明示のあり方を整理するとともに、一貫性・整合性を大学として組織的・継続的に点検・検証することが望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、公立はこだて未来大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等のほか、地域連携及び産学官連携を推進する社会連携センター、教育の質向上を目的としたメタ学習センター等の附属センターを、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。

ロ 教育研究実施組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究実施組織に関し、大学の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか、教育研究に関する重要事項について各教員の意見を聴取し、大学の方針決定に反映させるための連絡会議等、各種の管理運営の体制を整備している。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設している。また、大学院生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画に従って、適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。ただし、大学院の研究指導については、大学院設置基準第14条の2を踏まえ、指導計画を様式に基づきあらかじめ明示し、組織的に共有・管理することが求められる。また、大学院の教育課程については、学修者本位の観点から、ディプロマ・ポリシーに基づく体系性、履修のスケジュール等、学生にわかりやすく明示することが望まれる。なお、評価のプロセスにおいて、大学院の研究指導については、指導計画を示す様式を策定したことを確認した。

学部及び大学院のシラバスについては、学修者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化すること、学部及び大学院の成績評価の異議申し立て制度については、学修者本位の観点から、申し立てのプロセスを整理し、学生に明示することが望まれる。なお、評価のプロセスにおいて、シラバスについては、記載内容の見直し及び組織的なチェック体制の強化について決定したこと、成績異議申し立て制度については、対応のプロセスを改定したことを確認した。

ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備えている。幅広い交流を実現するために、学生が自由に使用できる自習スペースを本部棟の全フロアー及び研究棟の1階フロアーに配し、全学生の75%が同時に使用できる机と椅子を設置している。

また図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備している。

ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

学部及び大学院の運営に必要な業務を行うため専属の教員又は事務職員等を置く組織及び学生の厚生

補導を行うための組織を適切に設けている。学生の課外活動、保健管理、その他の厚生補導について審議し、組織的に学生支援を実施するための組織として学生委員会を、また事務局教務・学生課に学生・留学担当を設置し、学生支援に関することについて適切に対応を行っている。

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、大学院のディプロマ・ポリシーについては、学生が身に付けるべき資質・能力の目標、どのような学修成果を上げれば修了を認定し、学位を授与するかという方針を明示すること、大学院のカリキュラム・ポリシーについては、教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方を明示することが求められる。なお、評価のプロセスにおいて、大学院のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを改定したことを確認した。

学部及び大学院の3つのポリシーについては、明示のあり方を整理するとともに、一貫性・整合性を大学として組織的・継続的に点検・検証することが望まれる。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Webサイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、大学全体の内部質保証について、学長、副学長、事務局長、各課長で構成する常勤役員会議が所掌しており、目標・計画の策定、各組織への指示、実施状況の点検、点検結果をもとにした業務改善の管理を行っている。各組織は、常勤役員会議の指示を受け、具体的な計画を策定し、計画に基づき業務を遂行している。

各組織による計画の妥当性や実施状況は、常勤役員会議が点検しており、さらに各組織に加えて常勤役員会議による計画の妥当性や実施状況を含めて、教育研究審議会が点検し、業務運営の改善に取り組んでいる。以上の点検及び改善の結果は、大学機関別認証評価の報告書や、業務実績報告書等として、Webサイトにて公表している。ただし、内部質保証の責任体制に不明確な点があるため、教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、評価委員会と常勤役員会議の位置づけを整理・明確化し、学長を責任者とする全学的な内部質保証の充実が望まれる。

教員と事務職員等に、PD(Professional Development)/FD(Faculty Development)研修、SD(Staff Development)研修等、適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対しTA(ティーチング・アシスタント)研修、またチューターに対してチューター研修を行い、必要な研修を実施している。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。

ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項、特にICT環境の整備、継続的な研究成果の創出のための環境整備について、適切に対応を行っている。継続的な研究成果の創出のための環境整備については、一般研究費に加えて、学内競争的研究費制度(特別研究費)を設け、教員が多様で独創的な研究に継続的・発展的に取り組むための研究環境を提供している。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、全学的な内部質保証体制のもと、常勤役員会議の指示を受けた各組織が具体的な計画を策定し、計画に基づき業務を遂行する。各組織は、業務の実施状況を評価するため、データを収集・分析しており、その分析を含めて毎年度末に実施状況を自己点検・評価し、同時に次年度に向けた改善と次年度計画を策定している。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「学習者による授業フィードバックと自己評価【学修成果】」

学生が自らの学びに主体的に向き合うため、評価委員会が中心となる「授業フィードバックアンケート」と、メタ学習センター(Center for Meta-Learning、以下「CML」という。)運営委員会が中心となる「学習達成度自己評価」に取り組んでいる。

「授業フィードバックアンケート」は、授業を改善することで学生がより良く学修できるようになることを目的として、2004年度からオンラインにより毎学期実施している。各授業の回答結果は自動的に集計され、学修管理システム上で教職員・学生がすべての授業の結果を自由に閲覧することができる。各授業の回答結果については評価委員会毎学期分析・検討しており、授業評価が著しく低い授業がある場合は、評価委員会の委員が授業担当教員にヒアリングを行い、状況を把握したうえで、次学期に向けての改善方策を授業担当者とともに検討している。回答率及び満足度が高い授業については、Webサイトに「未来大生が選ぶ高満足度授業」として公開している。課題となっていた回答率に対しては、2024年度に回答促進ページのQRコードの発行や、回答促進のための提示資料の作成等の改善に取り組んだ結果、向上している。

「学習達成度自己評価」は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに掲げる目標に対してどの程度達成できているかを学生が自己評価し、達成するための目標と計画を立て、実践できるようになることを目的とした取組みである。2019年度後期から全学部生を対象にオンラインで実施しており、前期・後期に各1回、4年生は卒業時にも回答し、学修成果を振り返る。その回答結果については教授会で報告するとともに、学生一人ひとりの「学習達成度に対する自己評価推移グラフ」を作成し、各学生に毎学期フィードバックしている。

「授業フィードバックアンケート」と「学習達成度自己評価」の2つの取組みのほか、授業の成績データを用いた分析も活用して、学修成果の把握・評価に取り組んでいること、また授業フィードバックアンケートの結果を学生に全面公開してフィードバックするとともに、分析結果を組織的に教育改善につなげていることは評価できる。

・No.2「正規課程外の学習支援【学修成果】」

過去の学修経験や学修環境が異なる様々な学生の学修支援のため、CML運営委員会が中心となり、入学前教育や、「メタ学習ラボ」における学生チューターによる支援等に取り組んでいる。

入学前教育では、総合型選抜及び学校推薦型選抜合格者を対象として、数学プログラムと英語プログラムを実施している。英語プログラムではLMS(Learning Management System)上で行う英文読解や参加者同士のディスカッションを促進するため、2022年度以降、時限読書プログラム(Timed Reading Program、TRP)を導入している。TRPでは学生自身が課題に取り組む時間や頻度を決められる仕組みとしており、導入の結果、参加者一人当たりの平均アクセス時間は向上している。

「メタ学習ラボ」における学生チューターによる学修支援では、2015年度以降、米国CRLAが運営する「ITTPC(国際チューター養成プログラム認証)レベル1」の認定を受けた基準に基づき、研修を行うことにより学生チューターの質保証を図っている。同研修については、学生チューターが受け身になりがちという課題に対し、2018年度からは担当教員の指導のもと、チューター主導型研修、メタ学習ラボ改善を目指す研究プロジェクトを実施し、チューターが率先して行う活動となるよう取り組んでいる。

以上の取組みは、CML 運営委員会に取組みごとに担当グループを作り、年度初めに活動目標及び計画を定めて実施し、学期末には実施状況を運営委員会委員長及び運営委員全員に報告・共有している。実施結果は毎年度「CML 活動報告書」「業務実績報告書」において Web サイトで公表している。

学生の状況に応じて多角的な学修支援を展開し、さらにその取組みについての自己点検の結果を毎年報告書としてとりまとめ、改善につなげていることは評価できる。

・No.3「学際的かつ独創的な研究の推進【研究環境整備】」

国内外に発信できる、または、地域や社会に貢献できる研究活動の支援を目的として、学内競争的研究費制度(特別研究費)を2008年度から運用し、教員が多様で独創的な研究に継続的・発展的に取り組むための研究環境を提供している。特別研究費は、複数の教員による学際的かつ独創的な研究テーマを推進する重点領域と、単独で推進する通常領域で構成している。2012年度からは、「コラボラティブ・ラボラトリ制度」として4つのラボを設立して、重点領域のテーマの継続的な発展を組織的に推進している。特別研究費の申請状況は過去5年間で、46件、47件、37件、45件、52件と推移している。

特別研究費の企画・運営は常勤役員会議が行い、公募要領を同会議が適宜見直したうえで、毎年度、教育研究審議会の審議を経て公募を開始している。採択された研究テーマには、成果報告書の提出を義務づけ、4月には学内において特別研究成果発表会を開催している。また、すべての研究テーマの成果ポスターを学内に展示しており、学生・来訪者が自由に閲覧できる機会を設けている。2023年度からは、特別研究の成果をまとめた研究紹介誌「未来研究」を発刊し、高等学校等に配布している。

・No.4「データ分析に基づく入試改革の継続的な実施」

アドミッション・ポリシーに合致する志願者を増やすため、入試関連情報を事務局入試・広報・就職課で収集し、入試委員会とともに経年変化や他大学との比較等の検討を毎年定期的に行っている。収集した情報のうち、入学者数や合格者得点等の基礎的な統計値は大学 Web サイトで毎年公開しており、入学者選抜要項にも記載している。

これらの情報収集・検討の結果を活用して、入試制度の改正や、入試広報を継続的に行っている。2023年度からは収集した選抜情報をもとに、入試委員会で次年度の入学者獲得方針を策定しており、策定した方針を、教授会のほか広報委員会とも情報共有することで、入試選抜の状況を反映した入試広報につなげている。

・No.5「就職・キャリア支援」

就職支援体制の整備を進め、キャリアの多様化に対応した支援を行っている。就職委員会と事務局就職担当が連携し、学生の社会的・職業的自立に必要な能力向上を目的とした支援を、年間を通じて実施している。効果的なサポートの提供のため、各年度の就職統計データや進路アンケート等の情報収集・分析を行って、就職支援の改善に活かしている。

支援の内容としては、通年約30回のキャリアガイダンス、進路面談、模擬個人面接会、キャリア支援サイトを通じた情報提供のほか、学内合同企業セミナー(年1回、出展100社程度)、ウェブ合同企業説明会(年2回、20社程度)を開催している。さらに、企業とのネットワークを広げ、業界研究を支援するため、プロジェクト学習成果発表会を東京で開催する取組みも行っている。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「プロジェクト学習:解のない問題にチームで取り組む実践的演習」

学部3年次の必修科目として「システム情報科学実習」(通称:プロジェクト学習)を2002年より実施している。同科目は、現実社会との接点を意識して設定されたテーマに対し、課題の設定と解決・成果発表・評価の一連のプロセスを学生主体で体験学習することを通じて、ディプロマ・ポリシーの「システム情報科学に関する高い専門能力」「研究的態度を支える問題探究力・構想力」を実践的に身に付ける科目である。

解のない問題の候補として、毎年度20以上のプロジェクトのテーマを教員から提案している。テーマの中には、企業、自治体、医療機関、教育機関等と連携してそれぞれの抱える現実社会に即した課題の解決に取り組むものや、函館及び道南地域の課題解決や地域をフィールドとした実践を行うものが含まれている。

学生の希望をとったうえで、所属する学科、コースが異なる5~15名の学生が各プロジェクトに配属され、チームを構成して、プロジェクト管理や課題の設定・解決に取り組む。活動の成果については、前期末及び後期末に、すべてのプロジェクトが一堂に会する展示会形式の発表会が、外部に公開して行われ、プロジェクトごとにポスター、スライド、製作物の展示等による成果発表を行う。チームメンバーが協働して一つの課題に取り組む成果を発信するプロセスを通じて、1、2年次に身につけた知識・技術及びコミュニケーション力の向上を図り、ディプロマ・ポリシーの「共創のための情報表現能力・チームワーク力」「自律的に学び続けるためのメタ学習力」「専門家として持つべき人間性」を高めることにつなげている。

プロジェクト学習に対する学生・卒業生からの評価は高く、ディプロマ・ポリシーに定める能力を実践的に身に付ける効果的なプログラムとして、大学の特色ある科目となっている。

・No.2「6年一貫の高度ICTコースを軸とした実践的ICT教育」

「社会をデザインする大学」というコンセプトのもと、2012年度に開設した高度ICTコースでは、大学・大学院一貫の6年制カリキュラムを通じて、情報技術と情報デザインを活用した課題解決スキルの育成に取り組んでいる。企業の支援による実践的授業や、課外PBL(Project-Based Learning)「高度ICT演習」を通じて、実務的技術やプロジェクトマネジメント力を養成し、専門性と実装力を兼ね備えたπ型人材(二つの専門分野を持ち、それらを横断的に活用できる人材)を育成している。

高度ICT演習は、学部生・大学院生の有志による学年・コース横断型の課外PBLであり、前身の「実践的IT人材育成寄附講座」を開設した2007年度から取り組んでいる。演習チームはアプリコンテストやオープンデータコンテスト等にも参加し、受賞する例も多く、学生起業に発展した事例もある。他コース学生の参加も可能で、全学的な実践的ITスキルの向上につながる取組みとなっている。大学が掲げるコンセプトに合致し、単位の授与がない中でも学生が多数参加する、効果的な取組みである。

・No.3「先駆的ICT教育のための環境整備」

ディプロマ・ポリシーに掲げる「システム情報科学に関する高い専門能力」を有する人材の育成を支援するための環境整備を行っている。2000年の開学時より、学生にノート型パソコン1台を持参することを必須とし、大学全域でネットワーク接続可能な環境の整備として、講義室とフリースペースに設置している約800台の机と図書館や体育館等の共有スペースに電源とLAN用のコンセントを備えており、研究棟増築後の2009年度には設備更改に合わせて全学的に無線LANを整備している。

大学内で利用できるICTサービスについては、技術の進歩に合わせた情報機器及びシステムを整備するため、6年ごとに設備の更改を行っているほか、中間年にも小規模な見直しを行っている。また、無線LANの安定的な接続を望む声を受け、無線アクセスポイントを増設する等、学生生活実態調査のアンケート回答等に基づく改善を行っている。

・No.4「地域課題・社会課題を解決する研究の推進と研究成果の社会実装」

大学の役割の一つである社会貢献を研究の側面から推進することを目的として、学内競争的研究費制度（特別研究費）に重点領域を設けている。2008 年度には、重点領域の中でも特に重点的に推進する研究課題として、マリン IT、メディカル IT、モビリティ IT、ミュージアム IT の 4 つを位置づけた。

マリン IT は ICT にデザインを掛け合わせたアプローチであり、タブレット端末を導入した水産資源管理を成功させる等の成果によって、北海道から全国に「マリン IT」を発信し、研究成果の横展開による社会実装を実現してきた。メディカル IT では、AI/IoT 等の ICT を活用し、少子高齢化や地域の過疎化等により深刻となっている医療・健康分野の諸課題の解決に取り組んでいる。モビリティ IT では、AI を活用したシェア型リアルタイムオンデマンド公共交通サービスのプラットフォームである SAVS(Smart Access Vehicle Service)を開発し、人口減少に伴う地域公共交通にかかる課題の解決に貢献している。ミュージアム IT では、函館市中央図書館との連携によるデジタルアーカイブ「函館市中央図書館デジタル資料館」を 2008 年に開設し、地域デジタルアーカイブのサステナブルな運用に貢献している。

重点領域の研究課題が大型外部資金の獲得や、研究成果の社会実装、大学としてのフラッグシップ研究の確立につながる等、地域課題・社会課題の解決を目指した研究の推進、研究成果の社会実装を、特別研究費を通じて大学として積極的に推進している。

・No.5「学びの場を広げる地域交流」

知的・文化的・国際的な交流拠点として地域社会と連携し、学術・文化や産業の振興に寄与するという大学の基本理念のもと、社会連携センターが中心となり、目的や規模、内容が異なる地域交流事業(国際科学祭、地域交流フォーラム、特別講演会)を毎年度企画実施している。

国際科学祭は、科学技術に関する学術の振興、理解増進、興味喚起、社会の多様な利害関係者間の対話と協働を促進することを目的に、大学が中心となって設立した函館市内の高等教育機関等で構成する「サイエンスサポート函館(SSH)」が主催し、2009 年度から毎年度開催している。地域交流フォーラムは、地域住民や地元企業を対象に、最新の研究領域や社会的課題をテーマとした研究報告やパネルディスカッションを行っており、2004 年度から年 1 回実施している。特別講演会は、学外から著名な専門家や研究者、業界リーダー等を招き、参加者 100 名規模の講演会を、2009 年度から年 1～3 回実施している。

さらに、2008 年から函館市内の 8 高等教育機関により設立された「キャンパス・コンソーシアム函館(CCH)」に参加し、年 1 回合同研究発表会を行う等、他の高等教育機関と協力した活動を続けている。

以上の活動等を通じて、地域の知的・文化的な交流拠点として地域の振興に積極的に貢献している。

なお、本基準の取組みの No.1 及び No.4 の取組みをもとに、「学術・文化・産業の振興に貢献するための地域社会と連携した教育・研究の取組み」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。評価審査会では、取組みを通じて学ぶ学生や、取組みに関わる地域の関係者、自治体関係者と意見交換を行った。

プロジェクト学習に参加した学生からは、プロジェクトに参加した成果として、他の講義と異なり答えのない問題に一年間グループで議論して進めていくというプロセスが、大きな経験となったとの意見があった。取組みに関わる地域のステークホルダーからは、学生ならではのアイデアを活かして地域課題解決に積極的、具体的に取組まれており、引き続き学生目線で解決に取り組むことを期待する、との意見があった。

特別研究費の重点領域の研究テーマとしてマリン IT に関わった学生からは、研究に対する知見そのもののほか、実際の現場に対する理解や、研究における人的つながりの重要性等、マリン IT ならではの経験や、学びが得られた、との意見があった。ステークホルダーとして参加したマリン IT の連携自治体からは、実際に教員・学生が来訪して意見交換できることがプラスになっており、地域の活性化にもつながっている、との意見があった。

設置自治体からは、プロジェクト学習、研究推進をはじめとした取組みを通じて地域貢献に十分に取組まれており、引き続き地域に必要とされる大学として期待している、との意見があった。

全体を通して、学生や取組みの関係者から、本取組みは実践的な学びの機会であると同時に地域貢献にもつながる有意義な取組みとして評価されており、大学の理念やステークホルダーからの期待に応じた特色ある教育研究が積極的に展開されていることが明らかになった。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回公立はこだて未来大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取り組みや教育研究の進展に向けた積極的な取り組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

4 評価のプロセス

本評価は、実施大綱に従い書面評価及び実地調査を通じて行った。1 回目の実地調査では、書面評価に基づく面談と、ステークホルダー等が参加する評価審査会を実施し、2 回目の実地調査では、1 回目の実地調査を踏まえた面談を実施した。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
10 月 24 日	1 回目の実地調査(オンラインにより実施)
11 月 25 日	2 回目の実地調査(対面により実施)
1 月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表